

## 重要な生活基盤の点検・整備のために警戒区域に立入る際の許可方針について

平成23年12月22日  
原子力災害現地対策本部  
公益一時立入りチーム

今後、警戒区域内の重要な生活基盤を点検・整備するニーズが急速に増大することが見込まれる中、安全性を確保しつつ、円滑かつ迅速な立入りを実現するため、以下の方針に基づき、立入りの許可を行うこととする。

### 1. 本許可方針の対象となる重要な生活基盤

別添1に示す「重要な生活基盤の例」を対象とする。

### 2. 申請者

申請者は、当該事業の実施主体である公的機関（福島県、市町村等（別添1に示す重要な生活基盤を管理する民間事業者を含む））から委託・発注を受けた事業者とする。なお、公的機関が自ら申請者となることを妨げないものとする。

### 3. 立入りに係る安全管理

警戒区域内における放射線被爆に対する作業者の安全に関する責任主体は事業者とする。なお、当該公的機関は、事業者に対して、別添2の事項を周知し、遵守するよう指導することとする。

### 4. 申請先

申請書は、公益目的の一時立入りの申請様式に基づいて作成し、立入り先の市町村長に提出する。（複数の市町村をまとめて申請することは不可）なお、申請に際しては、申請先となる市町村と事前に十分に連絡・調整を行うこととする。また、当該立入りが公的機関の委託・発注に基づくものであることを示すため、別添3の様式に従い、当該公的機関が発行する確認書を添付することとする。

### 5. 申請内容

申請する事業の内容は、申請者が同一であれば、別添1に示す複数の事業を一括して申請することを可能とする。なお、事業実施中に作業実施者や立入り車両に変更が生ずる場合には、変更内容を申請先の市町村に届け出ることとする。

6. 立入り期間

1回の申請で可能な立入り期間は最長3ヶ月とする。(更新は可)

7. 立入り条件

立入り事業者は、上記に加え、「公益目的の一時立入りにおける注意事項（別添4）」を遵守するとともに、申請書に記載した立入り目的以外の行動を厳に慎むこととする。

(付則)

平成23年11月1日策定

平成23年12月22日一部改訂

重要な生活基盤の例

- ✓ 道路、一般自動車道若しくは専用自動車道又は路外駐車場
- ✓ 河川及びこれらの河川に治水又は利水の目的をもつて設置する堤防、護岸、ダム、水路、貯水池その他の施設
- ✓ 農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設 (※)  
※国、地方公共団体、土地改良区、又は独立行政法人新エネルギー・産業技術総合研究開発機構が設置するもの
- ✓ 鉄道事業に供する施設
- ✓ 港湾施設又は漁港施設
- ✓ 海岸保全施設
- ✓ 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する施設
- ✓ 国又は地方公共団体が設置する電気通信設備
- ✓ 放送事業の用に供する放送設備
- ✓ 一般電気事業、卸電気事業又は特定電気事業の用に供する電気工作物
- ✓ ガス工作物
- ✓ 水道事業若しくは水道用水供給事業、工業用水道事業又は公共下水道、流域下水道若しくは都市下水路の用に供する施設
- ✓ その他原子力災害対策本部が必要と認めるもの

(別添2)

事業者が重要な生活基盤の点検・整備のために警戒区域への立入りをを行う場合に事業者が満たすことが必要な事項

平成 23 年 8 月 16 日  
原子力被災者生活支援チーム

○本事項は、警戒区域内において、1ヶ月程度継続反復して別添の重要な生活基盤の点検・整備を行う事業者に適用する。

(事業者に関する事項)

1. 事業者は、作業敷地内の空間線量率を測定する。
2. 事業者は、従業員が受ける放射線の量を最小限とするよう努める。
3. 警戒区域内の滞在については、原子力安全委員会の「避難区域への一時帰宅に関する助言」(平成 23 年 3 月 28 日)を踏まえ、従業員の受ける線量が一回当たり最大 1mSv 以内とすることを条件とする。
4. 事業者は、従業員が受ける放射線の量が直近一年の間に 20mSv を超えないようにする。空間放射線量測定結果等を踏まえ、作業の結果、従業員が受ける放射線の量が 20mSv を超えることが予想される場合には、当該作業は控える。
5. 事業者は、女性従業員については、5mSv を超えないようにする。加えて、妊娠している場合又は妊娠した場合には、区域内にて就労させない。
6. 事業者は、複数の従業員を代表する従業員(作業グループのリーダー等)又は従業員全員に個人線量計を携帯させ、従業員の受ける放射線量を適切に管理する。
7. 事業者は、従業員が警戒区域への立入り、退出を行う際は可能な限り集団で行うよう適切な措置を講じる。
8. 事業者は、下記の点を遵守し、適切な労働環境を維持する。
  - ①屋外での作業時間が可能な限り少なくなるよう、従業員に業務を実施させる。
  - ②土埃や砂埃が多い時には、屋外での作業を中断し、従業員を屋内施設に退避させる。
  - ③従業員に休憩、喫煙、飲食等を行わせる際は、屋内施設を使用する。
  - ④定期的に従業員に健康診断を受けさせる。
  - ⑤屋外、屋内施設含め、警戒区域内の滞在期間を可能な限り短くする。

9. 事業者は、従業員に以下の事項を遵守させる。

⑥屋外作業の際には、長袖シャツ・長ズボン、マスク、帽子、足カバー及び手袋の着用等により、放射性物質の吸入及び付着による汚染の拡大を防止する。足カバーについては、靴を履き替えることにより、放射性物質の付着を防止することもできる。

⑦足カバーを屋内施設と屋外で替える等、事業所内に放射性物質を持ち込まないための対策を講じる。

⑧屋内施設に入所の際及び帰宅時には、洗顔、手洗い、うがいを行う。

10. 事業者は、従業員に対し放射線に関する知識、当該屋内外作業場所における放射線の状況、リスク情報等を十分に提供した上で、作業にあたる全ての従業員から当該屋内外作業場所での勤務についての同意を書面で得るものとする。

11. 警戒区域から退出する場合には、必要なスクリーニングを行う。

(従業員に関する事項)

12. 従業員は、妊娠している場合及び妊娠した場合には、速やかに事業者に報告する。

(以上)

(別添3)

公的機関が提出する確認書の様式

年月日

〇〇〇 市町村長 殿

(公的機関名)

(連絡先) 担当者氏名

住所

TEL/FAX

警戒区域に立ち入る事業者について

警戒区域の立入りを実施する下記の事業者及び作業内容は、重要な生活基盤の点検・整備のため、当機関の要請に基づき行うものです。

立入りに際しては、事業者に「事業者が重要な生活基盤の点検・整備のために警戒区域への立入りをを行う場合に事業者が満たすことが必要な事項(平成23年8月26日原子力被災者生活支援チーム)」を遵守させることとします。

記

1. 立入者(組織名称)
2. 立入り期間  
平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月
3. 一時立入りをする場所
4. 一時立入りをすることによる公益性(作業内容)

以上

## 【注意事項】

＜別添4＞

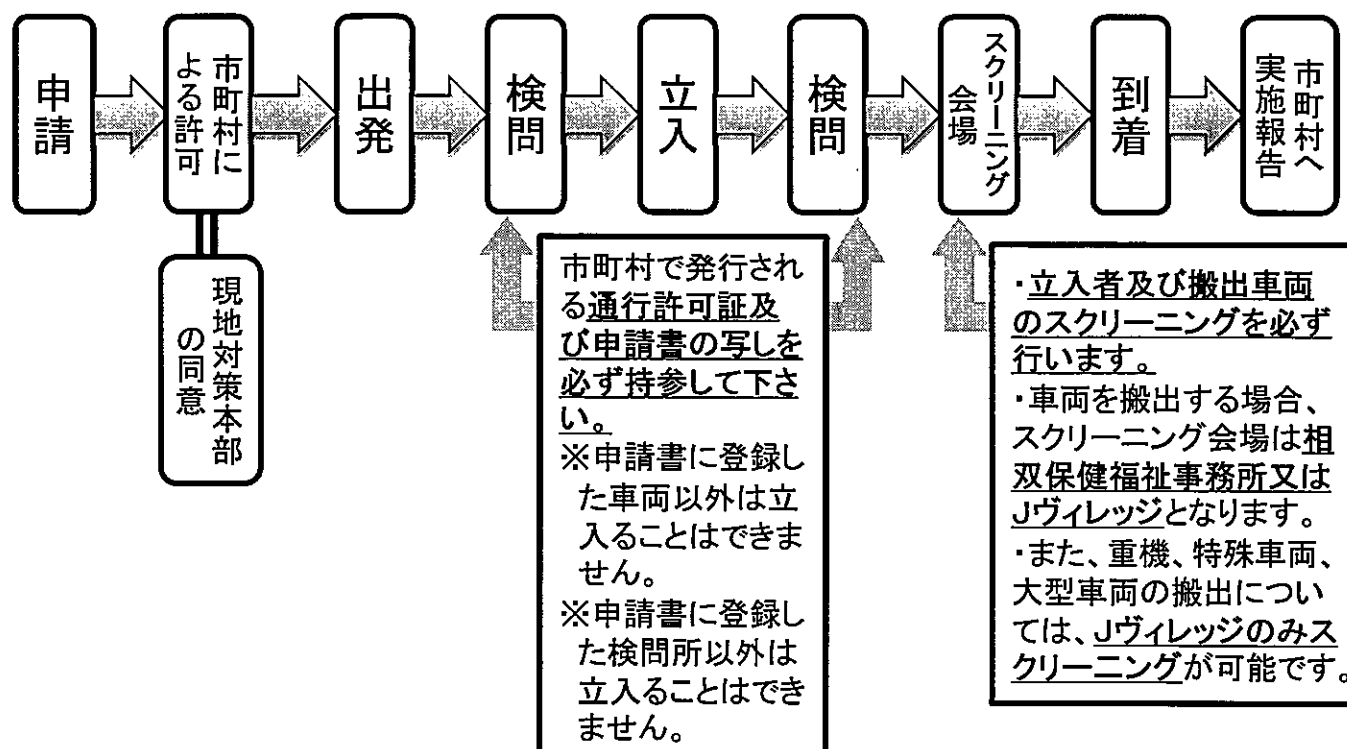
# 警戒区域へ公益目的の一時立入りを申請される事業者の方へ

## 1. 公益目的の一時立入りとは

立入りができなければ著しく公益を損なうことが見込まれる者が、自らの責任において警戒区域に立入りをを行うものです。公益目的とは、具体的には以下のような場合になります。これらの公益目的に該当しない場合は、警戒区域へ立入ることはできません。

- (ア) 住民基本台帳等、それがなければ避難住民に対する公共サービスの遂行が著しく困難になる資料等を持ち出すために立入る場合
- (イ) 病院のカルテ等、それがなければ避難住民の健康の維持が著しく困難になる資料等を持ち出すために立入る場合
- (ウ) 事業の継続や雇用の維持のために必要な重要物品等を持ち出すために立入る場合
  - 1 全国又は当該地域において重要な生産活動を行っている事業者
  - 2 生活必需品はじめ住民生活に密着した製品を製造している事業者
  - 3 地域の雇用に大きく貢献している事業者
  - 4 震災復興に関連する事業活動を行っている事業者
  - 5 地域経済を支える重要な事業活動を行っている事業者
- (エ) その他市町村長が公益上特に必要と認めるもの

## 2. 公益目的の一時立入りの流れ



## 3. 持ち出せないもの

以下のものについては、持ち出すことはできません。

- ・食べ物
- ・生き物
- ・事業に関係のないもの
- ・スクリーニングの結果、1万3千cpmを超えたもの(裏面参照)
- ・屋外にある農機具など除染が困難なもの

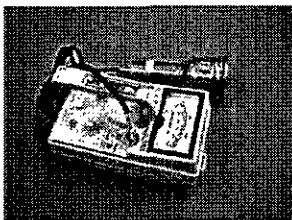
## 4. 防護装備

放射線防護の観点から、以下の装備をご自身で用意し、着用の上、立入りを行ってください。

- ・防護服又は雨合羽(長袖・長ズボンの場合は不要)
- ・帽子
- ・マスク
- ・靴カバー
- ・ゴム手袋

## 5. 放射線管理

- ・警戒区域への立入りに際しては、GMサーベイメータ及び線量計を必ず用意してください。線量計については、立入る人数分必要です。お持ちでない場合は市町村にご相談ください。
  - ・「2. 公益目的の一時立入りの流れ」のスクリーニング(汚染の計測)会場では、立入者の身体及び搬出車両のみスクリーニングを行うこととなっておりますので、立入車両及び持ち出し物品については、ご自身でGMサーベイメータを使用して必ずスクリーニングを実施してください。スクリーニングの結果、1万3千cpmを超えたものは搬出できません。
- ※9月16日からスクリーニングの基準が変更となりましたので、ご注意ください。
- ・一時立入りに際しては、一回の立入りあたり被ばく線量が1mSv以内となるよう線量計による管理を徹底してください。
  - ・事業者は、従業員が受ける放射線量が直近一年間で20mSvを超えないよう適切に管理してください。



・GMサーベイメータ  
搬出物品等の汚染を計測



・線量計  
身体が受けた被爆量を計測

## 6. 同意事項

警戒区域への一時立入りにあたっては、以下の全ての事項を確認の上、同意の場合は申請書「⑤立入者」の「同意事項確認」欄にチェックをお願いします。

- 申請内容を遵守します。
- 警戒区域が危険であることを十分認識し、自らの責任において立入りを実施します。
- 警戒区域を出る際には、立入者の身体及び搬出車両については、スクリーニング会場において確実にスクリーニングを実施し、必要があれば除染を行います(注意事項別紙参照)。
- 持ち出し物品及び立入車両については、立入者自ら放射線測定を行い(持ち出し物品の場合は、現場において積み込む前に)、汚染されていないもののみを持ち出します。
- 立入場所(立入場所までの往復を含む。)においては、災害応急対策に従事する担当官の指示及び安全管理のために同行する者(一部地域に限る)の指示に従います。
- 一時立入りに付随して発生するゴミ等の廃棄物は、除染が必要なものを除いて立入者が責任を持って適正な処分をします。

## 7. その他

- ・「県北保健福祉事務所」、「郡山市保健所」及び「いわき市保健所」では、10月15日以降土日祝日が閉庁となっておりますので、他のスクリーニング会場を選択してください。
- ・申請書作成の際には、目的・搬出物・数量を具体的に記載してください。
- ・申請内容と異なる行動や物品の搬出等が判明した場合、10万円以下の罰金又は拘留に処される場合があります(災害対策基本法第116条第2号)。
- ・警戒区域に立入る際は、必ず申請書及び通行許可証を携行してください。検問時又は入域時に、警察等から申請書の内容を確認される場合があります。



# スクリーニング会場及び除染会場について

## 1. スクリーニング会場

○福島県等が運営する主な公設のスクリーニング会場は、以下の表のとおりです。

○ヒトの身体及び搬出車両のスクリーニングは、原則公設のスクリーニング会場において実施します。搬出車両のスクリーニングについては、No. 1及び4の会場で実施することができます。

○持出し車両が重機、特殊車両及び大型車両の場合は、No. 1の会場でのみスクリーニングが可能です。

○なお、市町村が、インフラ事業等の実施のため特別に必要であると認めた場合は、公設の会場以外の場所に、臨時会場を設けることも可能です。

(表: 主な公設スクリーニング会場)

No.	会場名	所在地	受付時間	連絡先	スクリーニングの対象
1	Jヴィレッジ	楢葉町大字山田岡字美シ森8	9:30～17:30	03-6373-3215	ヒト、車両(重機等も可)
2	県北保健福祉事務所	福島市御山町8-30	10:00～16:30(※)	024-534-4104	ヒト
3	郡山市保健所	郡山市朝日二丁目15-1	10:00～16:30(※)	024-924-2120	ヒト
4	相双保健福祉事務所	南相馬市原町区錦町1-30	10:00～16:30	0244-26-1326	ヒト、車両(乗用車のみ可)
5	いわき市保健所	いわき市内郷高坂町四方木田191	10:00～16:30(※)	0246-27-8555	ヒト

(※)土・日・祝日は実施しません。

## 2. 除染会場

○スクリーニングの結果、基準値(13,000cpm)を超えていた場合は、除染を行う必要があります。

○ヒトの身体の除染については、警戒区域の北側(南相馬市馬事公苑)及び南側(Jヴィレッジ)の2か所において実施します。なお、車両の除染については、Jヴィレッジでのみ実施可能です。